

## 公園使用許可（変更）申請書

都市公園等指定管理者

パークサポート有限責任事業組合 殿

令和 年 月 日

目的	使用公園名	
使用期間 令和 年 月 日 時 分 から 令和 年 月 日 時 分 まで	使用区分 <input type="checkbox"/> 公園内行為	
使用方法		
使用位置		
面積	参加人員	人
施設の種類および構造		
設営期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	撤去期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
添付書類 1 案内図    2 平面図    3 構造図		
申請人	現場責任者	
住所 〒	住所 〒	
TEL	TEL - - 携帯 - -	
(職業)		

→ この欄は記入しないでください	代 表	副代表	担 当	許可年月日 令和 年 月 日	
				許可番号 NO. -	
	使用単価	年月日数	面 積	使用料	使用料納入期限 令和 年 月 日
	許可条件				処理事項 設営確認            年 月 日 撤去確認            年 月 日

※ご記入していただいた事項は、目的以外に使用することはありません。

# 公園使用許可条件

- 1 公園を占有するにあたり鯖江市都市公園条例を遵守すること。
- 2 次の場合許可を取り消すことがある。
  - ① 許可条件を遵守しないとき。
  - ② 申請の占有目的以外に使用したとき。
  - ③ 公園管理者において 公用、公共用に使用する必要が生じたとき。
- 3 取り消し、占有の廃止または期間満了の場合は申請者の負担において原形に復旧すること。復旧完了後公園管理者に届け出てその検査を受けること。
- 4 占有および占有工事にかかわる事故、紛争については、申請者において処理すること。またこれらに起因して第三者に損害が生じたときは、申請者において賠償すること。
- 5 公園管理者が占有物件の移設、改善または撤去を命じたときは直ちに申請者の負担において移設工事を実施すること。
- 6 この許可に基づく占有の権利を第三者に譲渡および転貸しないこと。
- 7 占有期間満了後引き続き占有しようとするときは、期間満了の1か月までに継続の許可を受けること。
- 8 公園施設の用途、目的を妨げないこと、また美観を害し他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

